

電気通信事業法第27条の3等の適用に関するガイドラインに基づき、
 入会料とするプログラム提供に伴う、「買取等予想価格」は以下となります。
 ※「買取等予想価格」又は利益の提供を行う発案時点において予定され
 る「買取り提供の下取りプログラム」等の下取り価格ではありません。
 ※機種購入した月を1ヵ月間としています。

[illegible]